

気象警報発令・交通機関運休等における授業・試験の取扱要項

2025年（令和7年）2月19日改正

（趣旨）

第1条 気象警報発令、交通機関運休等における授業・試験については、この取扱要項の定めるところによる。

（気象警報が発令された場合）

第2条 以下のいずれかの状況が発生した場合の授業・試験の取扱は次のとおりとする。

（1）「大阪市」「泉州*」「和歌山市」のいずれかの地域に気象等の特別警報が種類に関係なく発令されている。

（2）「大阪市」「泉州*」「和歌山市」のいずれかの地域に暴風警報、洪水警報、または大雪警報が発令されている。

*泉州とは、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町のいずれかをいう。

解除時刻	授業開始時限
6：00 時点で解除	1 時限目から実施
10：00 時点で解除	3 時限目から実施
10：00 を過ぎても発令されている場合	全時限休講

（交通機関運休等の場合）

第3条 台風・地震等により JR 阪和線が運休している場合、又はストライキにより JR 阪和線が運休している場合の授業・試験の取扱は、次のとおりとする。

ただし、事故等による一時的な運休は対象とならない。

運転再開時刻	授業開始時限
6：00 時点で再開	1 時限目から実施
10：00 時点で再開	3 時限目から実施
10：00 を過ぎても運休している場合	全時限休講

（授業・試験開始後に交通機関の事故等や気象警報が発令された場合）

第4条 授業・試験開始後に交通機関の事故等が発生し、又は、気象警報が発令された場合の授業・試験の取扱については、学長が決定し教務課が指示する。

（取扱の改廃）

第5条 この取扱の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この取扱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。
2. この取扱要項は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から施行する。